

有田市業務システムに係る企画提案説明実施要領

有田市経営管理部総務課

概 要

本業務は、本庁舎及び各出先機関をつないだローカルネットワークから総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）に接続するネットワーク機器の更改を迎えるにあたり、同じく更改時期を迎えるインターネットからのデータの無害化を担うシステムを含むインターネット接続環境のネットワーク機器を併せて調達することで、システム運用や保守を簡素化することを目的とする。なお、職員の作業負担軽減や業務能率向上を追求し、それに向けた提案・保守運用支援を求めるものである。

については、当該システムを導入する事業者を選定するため、下記のとおり企画提案説明（プロポーザル）を実施する。

1.対象業務

有田市業務システム設置および運用に係る業務

2.業務概要

有田市役所庁内および各出先機関における業務システムの構築、設置、運用および導入後一定期間内の保守

3.履行期間

令和5年10月1日から稼働を開始し、令和10年9月30日まで利用できるものとする。

4.購入金額

構築等に係る費用は、総額447,995千円（消費税および地方消費税含む。）以内とする。

（初期構築費、システム保守費・クラウド利用費など、当該システムを5年間利用するために必要な費用の全てを含む。）

なお、初期構築に係る部分の契約に当たってはリース会社を含めた3者契約を予定しており、リース会社を指定した提案とすること。

また、本業務は債務負担行為によるものである。

5.本業務に係る仕様書

別紙の有田市業務システム構築業務仕様書を照査すること。
仕様書については、参加申出書受領時に書面で交付するものとする。

6.参加申出について

- (1) 公告方法
有田市ホームページへの掲載による。
- (2) 提出書類
プロポーザル参加申出書（別記第一号様式）（写し不可）
- (3) 提出期限
令和4年7月6日（水）17時（必着）
- (4) 提出場所
〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
有田市役所 経営管理部総務課デジタル推進室 担当：長岡、岩田
TEL：0737-22-3745（直通） FAX：0737-82-1725
- (5) 提出方法
持参

7.企画提案書について

提出部数 9部（日本工業規格A4版、長辺綴じ）

（内訳：選定評価員6部、進行1部、補助員1部、保管用1部）

内容については、下記の通りとする。

- ・会社概要 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等、業務概要など）
- ・当該業務の実施体制（人事部門、経理部門、業務管理部門など）
- ・経理部門において総勘定元帳および現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していることの有無
- ・人事部門において労働者名簿、出納簿および賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していることの有無
- ・「8.企画提案書の内容」に記載のある事項

8.企画提案書の内容

- (1) 本提案の概要
仕様書「1-1基本方針」に基づいた内容とすること
- (2) 他団体における導入実績
県内外を記載し、導入端末数等の概要を記載すること
- (3) 本提案に関するセキュリティ対策全般に対する基本的な考え方
考え得るセキュリティリスクを明示し、それに対する基本的な対策方針を記載すること
- (4) 提案に関する情報セキュリティ対策の詳細

- 関連するシステムの機能、導入効果を記載すること
仕様書の範囲以上の提案についても可とする。
- (5) 提案に関する障害対策の詳細
関連するシステム・機器の機能、導入効果を記載すること
仕様書の範囲以上の提案についても可とする。
- (6) インシデント発生時及び障害発生時における対応体制
連絡・対応窓口体制や担当 SE 数、再委託の有無等を記載すること
- (7) 構築・移行に関するスケジュール
現況調査等の要件定義から運用開始までのスケジュールを記載すること
- (8) 移行時における職員負担への支援策
移行時における受託者の作業・職員の作業の概要を記載すること
移行範囲や移行期間も併せて記載すること
- (9) 年度切替及び人事異動時における職員負担への支援策
受託者の作業・職員の作業の概要を記載すること
- (10) 通常運用時における設定変更、問合せ対応等への対応体制
連絡・対応窓口体制や担当 SE 数、再委託の有無等を記載すること
- (11) システム構成の概要
災害等による障害発生時において、継続利用できるシステムやデータを記載すること
仕様書「1-1 基本方針」を実現している構成箇所及びその効果を記載すること
ストレージの容量増大やネットワークの通信量増大に対し速やかに対応できる拡張性について記載すること
- (12) 提案に使用するソフトウェア・機器の概要
選定理由や他団体での導入実績を含めて記載すること
- (13) LGWAN 及びインターネット分離に関連するシステムの詳細
選定理由や他団体での導入実績を記載すること
「自治体情報システム強靱性向上モデル」に準拠していることを記載すること
システムの機能一覧について、その概要を含めて記載すること
システムの操作性について、プレゼンテーション時のデモンストレーションを含めて提案すること。
- (14) 追加提案
上記の範囲に関する追加提案以外で、職員の業務効率化又は住民サービスの向上に寄与するシステム又は機器の導入提案があれば記載すること。なお、上記の範囲に関する追加提案については、関連する評価項目で評価するものとする。
ただし、以下の条件を満たした上で提案すること。
(ア) 提案は4つまでとすること。
(イ) 提案毎の費用を記載し、仕様書範囲内も含めた総額が「4.購入金額」の上限額内に収まっていること。
(ウ) 当該提案に要する費用は、別紙「事業計画評価基準表」(3)で評価するものとし、別紙「事業計画評価基準表」(5)及び(6)の評価対象外となるため、「9.事業費内訳書(見積書)」には含めないこと。

9.事業費内訳書（見積書）

本業務の実施に必要な経費を計上すること。

初期費用については、リース料も含めて60ヵ月の総額を記載すること。

保守費用については、5ヵ年の保守を想定し、年額で記載すること。

各費用に含める内容の例については以下の通りとする。

初期費用	機器購入費、機器に係るメーカ保守費、ソフトウェアライセンス購入費、操作研修費、システム及びネットワーク構築・移行作業費、データセンター利用に伴う仮想基盤・回線の初期費、LAN配線工事費など
保守費用	システム及びネットワーク監視・保守費、データセンター利用に伴う仮想基盤・回線利用費、ソフトウェアに係るメーカ保守費、運用サポート費など

10.企画提案書の提出期限

令和4年7月15日（金）17時（必着）

11.企画提案書の提出場所

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経営管理部総務課デジタル推進室

12.企画提案書の提出方法

上記提出場所に持参または郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、10で示した期限に必着のこと（業務時間中に限る）、加えて配達過程の追跡が可能な郵送サービスに限定する。詳細は、事前に下記担当課と協議すること。

提案書提出に係る受領書等は、事前に用意しないので、必要であれば任意で用意すること。

13.参加資格

本件企画提案に参加できるものは、以下記載の要件（資格および条件）を全て満たすことを前提とする。

(1) 提案資格について

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

ウ 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- エ 破産法第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- オ 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- カ 参加申出書の提出時において、本市の指名停止を受けていないこと。
- キ 参加申出後、委託業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- ク 令和4・5・6年度有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加資格を有していること。
- ケ 過去5年間、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。
- コ 保守について、滞りなく迅速な対応が可能であり、SEの現地訪問についても速やかに対応できるよう体制を整えていること。
- サ 平成29年度から令和3年度の間に公共機関が発注する同規模のシステム構築又は運用保守業務の受注実績があること。
- シ 自社又は関係会社のクラウドサービスを提供することができること。
- ス プライバシーマーク制度の認証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）による情報セキュリティに関する認証を受けていること。
- (2) 前提条件について
- ア 本件企画提案においては、実績のあるパッケージシステムを利用し、カスタマイズは必要最小限となる様にする事。
 - イ クラウド環境の場合は、契約期間終了後も費用を上げることなく、サービスを継続利用できる事。

14.最優秀企画提案の決定および評価方法

① 一次審査

提案書の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書のみで審査し、上位3者程度を選定する。

各提案者に対し、7月22日（金）までに一次審査の可否並びにプレゼンテーションの開始時間及び開催場所を通知する。

その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、各提案者に対しのみ、参加者の総数及びその者の順位及び採点結果を開示することができる。

② 本審査

一次審査にて選定された者を対象に、下記日程でヒアリングを行う。

出席人数は、3名までとし、本業務を実際に担当する者が1名以上必ず出席すること。

社外の者の出席は一切認めない。

当日の資料配布は認めない。ただし、提案書に記載のある内容の範囲内であれば、この限りではない。

プレゼンテーションの時間は、説明 60 分以内、質疑応答 45 分以内を予定しているが、提案者数により変更する場合がある。

プレゼンテーションに必要な機器類は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

プレゼンテーションは非公開とする。

開催日 令和4年7月26日（火）または27日（水）のいずれか

場 所 別途通知する

15.評価項目、評価委員および決定方法

①企画提案資料を各評価委員が総合的見地から評価する。

②評価した点数を合計し、得点が最も高い事業者に決定する。

受託業者を選定するにあたり、有田市業務システム構築業務企画提案説明選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、有田市業務システム構築業務における次の各号に掲げる事項について、別に定める事業計画評価基準表に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(1) 提案書等提出された書類の審査

(2) プロポーザルの評価および受託業者の選定

委員会は、委員6人以内で組織し、その委員は市長が任命する。

評価項目は、参加申出書受領時に書面で交付する事業計画評価基準表のとおりとする。

結果については、自社の得点および最高点を後日通知する。

組織に対して、個別に訪問し事業説明等の営業活動は差し控えること。判明した場合、失格となる場合がある。

16.本事業における質疑応答

質問：企画提案説明参加申込後、令和4年7月6日（水）正午まで電子メールにて質問を受け付ける。（E-mail : joho@city.arida.lg.jp）

回答：令和4年7月11日（月）までに電子メールにて全業者に回答する。

回答発信時間は事前に定めない。

17.その他留意事項

企画提案に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

参加申出後の辞退を可とするが、当市にその旨を書面（様式は任意）で届け出るものとし、その際に仕様書を当市に返還しなければならない。

提出のあった各提案書は、一切返却しない。

審査結果の異議申立ては、一切受付けないものとする。

本企画提案説明は、業務システム導入の優先交渉権者を選定するものであり、仕様並びに価格等について協議のあと、導入に至るものとする。したがって、選考結果が必ずしも導入を保証するものではないこと、並びに提案どおりの内容および価格での導入を保証するものではない。

本企画提案説明終了後も、本件に係る全ての守秘義務は継続するものとする。

18.担当および問い合わせ先（執務時間内での対応を厳守してください）

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市経営管理部総務課デジタル推進室

担当（正）デジタル推進室 長岡

担当（副）デジタル推進室 岩田

電話：0737-22-3745（直通）

FAX：0737-82-1725（代表）

E-Mail：joho@city.arida.lg.jp